

総合支援法・児童福祉法 改正議論の現状と見通し

～知的・発達障害分野を中心に～

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長

(公社) 発達障害連盟 発達障害白書・JLニュース編集長

内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員

厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

障害者総合支援法・児童福祉法の改正（見直し）を含めた、社会保障審議会障害者部会の議論経過

社会保障審議会障害者部会の議論経過

1. 障害者施策を全般的に議論する社会保障審議会障害者部において、令和3年3月から障害者総合支援法（総合支援法）と児童福祉法の改正を含む制度の見直しを議論開始
2. 4月から5月にかけて事業者団体、当事者団体等の46団体からヒアリング、その後、6月から12月にかけてテーマごと13回の協議

社会保障審議会障害者部会の議論経過

3. 並行して「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」「障害児通所支援の在り方に関する検討会」「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」などを開催し、それぞれの検討会や会議における結論を障害者部会へ報告して方向性を整理
4. 12月に「中間整理」を取りまとめ（総合支援法部分が決着せず、中間整理の形となった）

社会保障審議会障害者部会の議論経過

5. 障害児支援（障害児入所・通所）については方向性を得て決着、障害者支援については一部に異論や懸念が示されたため、令和4年上半期でさらに協議

決着した障害児支援の方向性はもちろん、さらに議論される障害者分野についても、予測込みで知的障害分野を中心としてポイントを解説！

見直しに関する 基本的な方向性

見直しの基本的な方向

- 1 障害者が希望する地域生活を実現する
地域づくり
- 2 社会の変化等に伴う障害児・障害者の
ニーズへのきめ細かな対応
- 3 持続可能で質の高い障害福祉サービス
等の実現

見直しの基本的な方向

1. 1 については、障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、地域共生社会の実現、医療と福祉の連携の推進、精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援
2. 2 については、障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築、障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

見直しの基本的な方向

3. 3 については、事業者が提供する障害福祉サービス等や相談支援専門員の資質向上をはじめとする相談支援の質の確保・向上、事業所指定の仕組みの見直しやサービスの質の適切な評価、人材の確保・育成

これらの基本的方向性に沿って、個別課題について法改正の必要性や制度改正のあり方を整理

中間整理に基づく 法改正（見直し） の方向性

中間整理で取り上げられた項目

(結論を得たもの) 障害児支援について

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について

障害者の就労支援について / 精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について / 制度の持続可能性の確保について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

入院中における医療機関での重度訪問介護について / 障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について / 療育手帳の在り方について

障害児支援のポイント【別添「中間整理」7ページから】

1. 特に放課後等デイサービスの「塾タイプ」「習いごとタイプ」がいずれ対象外となる見通しであり、育成会としては、特に知的・発達障害分野の合理的配慮を広げていくことが不可欠
2. 全国に広まりつつある「啓発キャラバン隊」をはじめとして、積極的な啓発活動を展開

障害児支援のポイント【別添「中間整理」7ページから】

3. 他方、児発や放デイの役割として保護者の就労支援が明記されたことを踏まえ、若い世代の働く親御さんを支える地域資源整備が重要
4. 今回の見直しでは、障害児支援における児発センターの役割が非常に大きくなっているため、児発センターが未設置の地域では設置の促進または同等機能の担保を求めることが必要

障害児支援のポイント【別添「中間整理」7ページから】

5. 18歳以上で障害児入所施設に入所している人の成人サービス移行は都道府県・政令市の責務であり、育成会としても「協議の場」へ参画することが重要
6. その際には、障害児入所施設が少ないことで子どもの短期入所が確保できていない状況となっていないか、しっかりチェック

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

1. 児童発達支援（児発）・放課後等デイサービス（放デイ）とともに「総合支援型（仮称）」を基本とする
2. 総合支援型は「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援を提供する

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

3. 特定領域のプログラムについては、理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援を「特定プログラム特化型（仮称）」として位置付ける （学習塾や習いごとタイプは認められなくなる可能性大）

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

4. 別建ての報酬がある医療的ケアについては、従来どおり医療連携加算や専用の報酬で評価する
5. 児発の「医療型」と「福祉型」の区分を統合する
（医療型でも肢体不自由児以外を受け入れる）

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

6. 児発センターは多様な障害等への専門的機能を強化し、
保育所等訪問支援や障害児相談の併設を原則とする
7. それぞれの類型に応じた人員基準と、親の就労に対応す
るための時間も含めた支援時間の長短が適切に評価され
るよう検討する

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

8. 放デイは専修学校・各種学校に通学する障害児も対象とするほか、放デイガイドラインを年齢区分などで見直す
9. インクルージョンの実現に資する並行通園や保育所・放課後児童クラブなどとの併設を推進し、人員配置基準（専従規定）が見直される

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（保育所等訪問支援）

1. 児発センターが保育所等訪問支援を併設する方向を踏まえて、利用児やタイムスタディなどで報酬を見直す（報酬設定が細分化される可能性あり）
2. 支援の終了目安を「標準的利用期間」として示す
（一定の期間で支援終了となる可能性あり）

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（支給決定・事業所指定など）

1. 障害児の「5領域11項目」による指標を見直し、介助の有無や行動上の課題だけでなく、個々に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設ける
2. 新たな指標を用いて適切に支給決定できるプロセスを示し、市町村向けのガイドラインを作成する

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（支給決定・事業所指定など）

3. 障害児相談のモニタリング頻度を「半年に1回」で固定的に運用しないよう市町村に求める
4. 障害児福祉計画における「総量規制」について、都道府県域全体だけでなくより狭い圏域でも必要量を見込めるようにして地域偏在を解消していく

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（支給決定・事業所指定など）

5. 重症心身障害児や医療的ケア児など地域単位での人数が少ない子どもへの児発・放デイは「総量規制」の別枠とする
6. 児発・放デイの自己評価や保護者評価の評価方法をルール化し、外部評価の導入も検討する

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（障害児入所・加齢児対応）

1. 基本的な方向は平成24年法改正による「18歳以上は成人サービス利用」を推進する
2. 新たに都道府県及び政令市の責務として、関係者との「協議の場」を設け、移行の調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（障害児入所・加齢児対応）

3. 15歳以上の移行支援対象者数の中長期的な見通しを考慮し、グループホーム等の整備要否などについて検討し、障害福祉計画・障害児福祉計画へ反映させていく
4. 入所上現年齢を明確化し、特別な事情がある場合は「協議の場」での判断により22歳まで入所可能とする

障害児支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（障害児入所・加齢児対応）

5. いわゆる施設の「者転換」がある場合は、障害児入所の定員の在り方を障害児福祉計画で改めて検討する
6. 15歳以降に施設職員（ソーシャルワーカー）と相談支援事業所が、本人の意思決定を支援しつつ成人サービスへの移行を一貫して支援する仕組みを導入する
7. 新たに障害児入所施設在籍中の各種体験利用を制度化する

中間整理で取り上げられた項目

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について

障害者の就労支援について / 精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について

制度の持続可能性の確保について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

入院中における医療機関での重度訪問介護について / 障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について / 療育手帳の在り方について

居住支援のポイント【別添「中間整理」15ページから】

1. いわゆる「通過型グループホーム」は、本人の希望で利用でき、難しい場合には通常型グループホーム（元のグループホーム）へ戻れる仕組みにすることが大前提
2. 特に強度行動障害の人が地域で住まいと支援を得て暮らすことができる体制づくりが重要
3. そのためにも、ある程度は整備が進んできた地域生活支援拠点を「作りっぱなし」にしない働きかけが必要

障害者の居住支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（入所施設）

1. 入所施設については高い専門性と職員数の厚みを生かして重度障害者支援のノウハウを地域へ還元する
2. 対応が難しい強度行動障害や医療的ケアのある人に対する人員配置や報酬のあり方を検討する
3. 入所者のうち地域生活移行を希望する人については計画相談のモニタリング頻度を増やす

障害者の居住支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（グループホーム）

1. 地域によっては課題が指摘される日中サービス支援型の現状を踏まえ、重度（高齢）障害者に対応できる制度のあり方を検討する
2. 新たに他のGHや自宅で状態が悪化した者への集中的な支援に対する報酬評価を設定する

障害者の居住支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（グループホーム）

3. 一般的なGHとは別に、最重度障害者向けのGH整備を障害福祉計画に別枠で目標立てする
4. 医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、高齢化など特別な設備を要する、設備損壊リスクが高い等の状態に対応した施設・設備に対して評価する

障害者の居住支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（グループホーム）

5. GHからの自立を目指す人のために、自立を希望する人への支援や退去後の支援に対する新たな既存GHへの報酬設定、「通過型」の新GH類型を含め検討する
6. 「通過型」を制度化する場合は、個別の自立支援計画作成、サビ管への専門職配置、自立支援協議会への報告、地域生活への定着状況などの評価を検討する

障害者の居住支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（拠点・自立生活援助・地域定着）

1. これまで特に総合支援法に規定がない地域生活支援拠点について、法令上の位置付けを明確化する
2. 地域生活に対する安心の確保や地域生活移行を強化するため、地域生活支援拠点へのコーディネーター配置を促進する

障害者の居住支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（拠点・自立生活援助・地域定着）

3. 地域生活支援拠点機能の充実・強化に向けて標準的な評価指標や評価プロセスを提示する
4. 事業所が増えていない自立生活援助・地域定着支援については相談支援事業者が参入しやすくなるような人員基準、対象者の状態に応じた報酬やオンラインなどの活用、標準利用期間の検討、居住支援法人との連携などを推進する

中間整理で取り上げられた項目

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について

障害者の就労支援について / 精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について

制度の持続可能性の確保について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

入院中における医療機関での重度訪問介護について / 障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について / 療育手帳の在り方について

相談支援のポイント【別添「中間整理」20ページから】

1. 基幹相談支援センターの設置が努力義務になる可能性が高く、これを機に全国で設置を求めていくことが必要
2. 中軽度障害の人が地域で自立生活するために必要な自立生活援助と地域定着相談の整備が重要

障害者の相談支援等

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（基幹相談支援センターなど）

1. 地域における相談支援体制の中核となり、自立支援協議会の事務局機能も担う体制とするため、基幹相談支援センターの設置を努力義務化する
2. 行政、基幹相談、委託相談、地域生活支援拠点、計画相談（障害児相談）、地域相談などの機能整理を分かりやすく提示する

障害者の相談支援等

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（基幹相談支援センターなど）

3. 相談支援と医療等との情報連携や重層的相談支援体制の構築に向けた他法制度相談との連携のあり方を検討する
4. 相談支援事業をはじめとする障害福祉サービスにおけるピアサポートの活用方策を検討する
5. 自立支援協議会に対する守秘義務を設ける

障害者の相談支援等

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（自立生活援助と地域定着）

1. 支援のあり方が比較的似ている自立生活援助と地域定着支援相談の制度のあり方を検討する（特に自立生活援助を終了した際の地域定着支援へのつなぎ（逆のパターンも含めて））
2. 自立生活援助のサビ管について、相談支援事業所が指定を受けやすくする

障害者の相談支援等

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

（自立生活援助と地域定着）

3. 自立生活援助で手厚い訪問支援を要するケースやオンラインの活用など支援内容や報酬を見直す （現状の報酬区分をさらに多段階化するイメージ）
4. 国交省の居住支援法人や家賃低廉化補助金などとの連動により、地域での住まい確保支援を推進する

中間整理で取り上げられた項目

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について

障害者の就労支援について / 精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について

制度の持続可能性の確保について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

入院中における医療機関での重度訪問介護について / 障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について / 療育手帳の在り方について

就労支援のポイント【別添「中間整理」24ページから】

1. 会社で働いている人でも就労移行・継続が利用可能となることを受け、各地域で「働きながらサービス利用」が可能となるよう働きかけが必要（たとえば短時間雇用で午前のみ勤務の人が午後に地域活動支援センターを利用する）
2. 就労に向けたアセスメント（本人の状態確認）については、単純に「働ける・働けない」を判断するものではなく、逆に知的障害のある人が働くことができる工夫を探すために活用されるよう、運用を監視

障害者の就労支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

1. 就労系障害福祉サービスの利用を希望する人に対するアセスメント（ニーズの把握と就労能力や適性の評価）の実施を制度化し、専用のサービス類型創設も含めて検討する（対象者の範囲は段階的に拡大の見込み）
2. 企業就労している人が、働いている間でも就労継続支援や就労移行支援を利用できるようにする
3. 雇用・福祉における分野横断的な知識を付与する階層別の研修体系を確立する

障害者の就労支援

予想：法改正・政省令（報酬）改定あり

3. 現状では事業所になっているケースが少ない障害者就業・生活支援センターが就労定着支援を実施できるようにする
4. 就労継続支援 A型のあり方を検討する（特定求職者雇用開発助成金などとの関係性も見直し可能性あり）
5. 介助を要する重度障害者等に対する職場や通勤等における支援については引き続き検討する

中間整理で取り上げられた項目

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について / 障害者の就労支援について

精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について

制度の持続可能性の確保について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

入院中における医療機関での重度訪問介護について / 障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について / 療育手帳の在り方について

精神障害のポイント【別添「中間整理」27ページから】

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築には、発達障害（自閉症圏や注意欠陥多動性障害などの人）も対象となるため、積極的に議論へ参加
2. また、「にも包括」における医療との連携は知的・発達障害分野にも有効

精神障害者に対する支援

予想：法改正なし・政省令（報酬）改定あるかも

1. 令和3年3月に取りまとめの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書」の内容に基づき検討する
2. いわゆる「にも包括」の構築、精神保健福祉法の入院制度のあり方、長期入院者への支援、意思決定支援に基づく退院後支援、隔離や身体拘束の最小化に向けた取組みなどの議論を進める
3. 医療と福祉の連携により地域移行を進めるため、精神科医療機関のP S W等と拠点のコーディネーターとの連携を強化する

中間整理で取り上げられた項目

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について

障害者の就労支援について / 精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について

制度の持続可能性の確保について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

入院中における医療機関での重度訪問介護について / 障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について / 療育手帳の在り方について

中間整理で取り上げられた項目

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について

障害者の就労支援について / 精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について

制度の持続可能性の確保について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

入院中における医療機関での重度訪問介護について / 障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について / 療育手帳の在り方について

質の向上・制度の持続可能性のポイント

【別添「中間整理」29ページから】

1. 今後、障害福祉サービス事業所に対する「外部評価」を導入された際には、知的障害分野の事業所を中心として積極的に協力
2. 今回の法改正では利用者負担の見直し（低所得の人に対する利用者負担の設定）をしない方向、今後は食事提供体制加算の見直しを注視

障害福祉サービス等の質の確保・向上

予想：法改正あるかも・政省令（報酬）改定あり

1. 事業者による自己評価や利用者評価を兎発・放デイ以外にも拡大するとともに、専門的な観点も含めた第三者による外部評価の導入について検討する
2. サービスの質評価をストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトカム（結果）の3視点からアプローチする

障害福祉サービス等の質の確保・向上

予想：法改正あるかも・政省令（報酬）改定あり

3. 全ての事業者における情報公開制度への登録・公表を確実に実施するための方策を検討する
4. 不適切な事業所が多いサービス等への実地指導・監査を重点実施するとともに、監査の取組好事例や指導監査マニュアル作成等の実施を検討する

制度の持続可能性の確保

予想：法改正なし・政省令（報酬）改定あり

1. 都道府県が行う事業者等の指定において、市町村が意見を申し出ることを可能とする
2. 障害福祉分野におけるICT活用やロボット導入に関する実証データの収集に努め、方策等について検討し、ICT活用やロボット導入等を報酬評価する

制度の持続可能性の確保

予想：法改正なし・政省令（報酬）改定あり

3. 人材確保のため、報酬改定や処遇改善、魅力発信やキャリアアップ、評価の仕組みづくりなどを進める
4. 少なくとも今回の法改正において、利用者負担の見直し（非課税の人への負担設定）は行わない（食事提供体制加算の議論は報酬改定検討チームにて）

中間整理で取り上げられた項目

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について

障害者の就労支援について / 精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について

制度の持続可能性の確保について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

入院中における医療機関での重度訪問介護について / 障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について / 療育手帳の在り方について

高齢障害者のポイント【別添「中間整理」34ページから】

1. 他の障害特性とは異なり、知的障害分野は成人してから知的障害になるかないため、行政として高齢化対応を計画的に進めることができることを強くアピール
2. その上で、市区町村に対して共生型類型の計画的設置促進や、いわゆる「新高額」給付費については60歳になる前の周知を要請

居住地特例・高齢の障害者に対する支援

予想：法改正なし・政省令（報酬）改定あり

1. 特別養護老人ホームなど介護保険施設等を居住地特例の対象に追加する
2. 平成19年に発出された、一律に介護保険サービスが優先されるものではない等の運用に当たっての考え方について、改めて市町村へ周知徹底を図る（障害固有サービスの場合、介護サービス事業所がない場合、要介護度が足りない場合など市町村が認めた場合は介護保険該当になった場合でも障害福祉サービスの支給決定は可能）

居住地特例・高齢の障害者に対する支援

予想：法改正なし・政省令（報酬）改定あり

3. 整備が進んでいない共生型サービスの周知（制度周知、準備や手続きの周知）を強化する
4. いわゆる「新高額」給付費の制度情報を積極的に周知する（適用条件は65歳に達する日以前の5年間にわたり、ヘルパー、ショートステイ、生活介護の支給決定を受けている、支援区分「2」以上で低所得の者）

中間整理で取り上げられた項目

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について

障害者の就労支援について / 精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について

制度の持続可能性の確保について / 入院中における医療機関での重度訪問介護について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について / 療育手帳の在り方について

虐待防止のポイント【別添「中間整理」36ページから】

1. 学校や医療機関における虐待防止措置は、まず現行の虐待防止措置規定を活かすこととなっており、地域の育成会において、公立学校や医療機関に対し、適切な虐待防止措置を求めることが必要
2. その上で、全育連においては学校や医療機関を障害者虐待防止法へ位置付ける働きかけを継続

障害者虐待の防止

予想：法改正・政省令（報酬）改定なし

1. 学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者虐待の対応は、通報対象とはせず、まずは既存の法制度において対応可能なことの充実・強化を図る
2. 養護者からの虐待に関する立入調査を基幹相談支援センターに委託可能とする（立入調査は市町村職員としての身分を有する者に限る）

中間整理で取り上げられた項目

(さらに検討するもの)

障害者の居住支援について / 障害者の相談支援等について

障害者の就労支援について / 精神障害者等に対する支援について

障害福祉サービス等の質の確保・向上について / 制度の持続可能性の確保について

居住地特例について・高齢の障害者に対する支援について

入院中における医療機関での重度訪問介護について / 障害者虐待の防止について

地域生活支援事業について / 意思疎通支援について

療育手帳の在り方について

その他のポイント【別添「中間整理」36ページから】

1. 意志疎通支援については、特に代筆や代読の支援が特記されたこと受け、市区町村に対して知的障害者に対する代筆・代読の支援を制度化するように働きかけ
2. 療育手帳については、国際基準との差異を埋める研究が重要であり、全育連としても研究事業へ参画し、手帳の法定化とあわせて推進

地域生活支援事業・意思疎通支援・療育手帳のあり方

予想：法改正・政省令（報酬）改定なし

1. 地域生活支援事業については、現行の仕組みを基本として、個別給付のあり方の見直しとあわせて、財源を確保しつつ引き続き検討する
2. 意思疎通支援については、全国の地域格差を縮小するため、ICT及び情報通信システムの利用促進に取り組むとともに、学生や若者等を視野に入れた意思疎通支援従事者の確保等に資する新たな取組を検討する

地域生活支援事業・意思疎通支援・療育手帳のあり方

予想：法改正・政省令（報酬）改定なし

3. 手話等だけでなく、代筆、代読などの支援が必要な者に対して十分なサービスが不十分なため、現行制度の運用の見直しなどを検討する
4. 療育手帳のあり方については、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準のあり方、軽度知的障害児者への支援施策のあり方、統一化による関連諸施策への影響、法令上の対応なども含めて幅広く調査研究を続ける

今後の障害者部会 議論予定と スケジュール

今後の議論見込みとスケジュール

1. 障害者部会における議論スケジュールは令和4年3月に1回、4月に3回、5月に2回、6月に2回の計8回が予定されており、予備日を含めても最大で10回程度の議論となる
2. 中間整理では障害者分野のすべてが決着していない扱いとなっているが、実際には居住・相談・就労の各分野が主な論点になると予測される

今後の議論見込みとスケジュール

3. 法改正までを見通すと、議論整理済みの障害児支援については令和4年通常国会に児童福祉法の改正を提案する可能性が高い（他の児童福祉法改正事項との兼ね合いにもよる）
4. 障害者分野については6月までが議論、最終取りまとめが8月くらいになる可能性が高く、通常国会には間に合わないため、秋の臨時国会に提出か

今後の議論見込みとスケジュール

5. 令和6年4月は「法改正」「政省令改正」「報酬改定」のフルセットになる可能性が極めて高い
6. ただし、政省令改正や報酬改定の情報は令和6年に入ってからの情報開示になる可能性が高い
7. 制度活用・事業運営の観点からは、まず法改正事項を把握して想定される制度変更の見通しを持っていくことが重要となる

変わるもの、変わらないもの

変わる制度

措置制度 → 支援費制度 → 自立支援法 →
総合支援法 → 総合支援法令和6年改正

変わらない支援

本人の意思を基本とした暮らしぶりの実現、地域生活の推進など

ご清聴
ありがとうございます
ございました